

事業名 : 自然エネルギーの普及モデル構築等支援委託業務	
会議名称	日独環境会議 in 長野
開催日時	平成 23 年 11 月 11 日 (金) 11:00 ~13:00
実施場所	長野県職員センター大会議室
参加者	26 名 (うち、会員 6 名)
講師	Wilhelm Meemken, President, ECOS GmbH
記録者	太細 護士
実施内容	
<p>表題：ドイツにおける再生可能エネルギー</p> <p>【ECOS 社の紹介】 登壇者である Meemken 氏が代表を勤める ECOS 社は、北ドイツのオスナブリュック市を本拠地とする。環境分野でのコンサルティングやソフト開発を行っており、ミュンヘン、東京にもオフィスを持つ。 ECOS 本社が入居しているオスナブリュック環境技術センターは、建物そのものが再生可能エネルギーや雨水利用などの環境に配慮したつくりとなっており、地域経済の振興を目的として 1985 年に設立された。</p> <p>【再生可能エネルギーの必要性】 なぜいま再生可能エネルギーが必要とされているかということ、言うまでもなく地球温暖化と資源の枯渇という懸念があるためである。</p> <p>【ドイツにおける法規制】 ドイツにおける環境関連法は、1976 年にオイルショックによる資源不足不安から省エネルギー法が制定されて以来、電力の固定価格買取制度を導入した電力供給法や、再生可能エネルギー法などが制定されている。そして 2012 年には、脱原子力発電を訴え再生可能エネルギー法が改正された。また、EU のエネルギー政策としては、2020 年までに-20%の温室効果ガスの削減、-20%のエネルギー消費、+20%の再生可能エネルギーの利用を掲げている。</p> <p>【ドイツにおける再生可能エネルギーの利用】 ドイツにおいては、2000 年に再生可能エネルギー法が制定されて以来、再生可能エネルギーの利用は右肩上がりに推移し続けている。2010 年には 1990 年比で約 5 倍にあたる 10 万 GWh、総発電量の約 10%が自然エネルギーにより供給されている。</p> <p>【ドイツの地域経済と自然エネルギー】 ドイツにおいては、エネルギーの完全自給を目指すコミュニティーが増加しており、2010 年現在で 66 の村が認証済み、12 の村が認証を予定している。このことは、再生エネルギー産業から創出される新たな労働市場としての側面を持っている。バイオマスを主力として村の電力需要の 135%を発電している村も存在する。ドイツでは州から補助金を出資して企業誘致を行うなど、地元主導で自然エネルギーが普及している。</p>	

記録写真

